

## フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察 (3)

— 1879年師範学校設置法の成立過程：その3 —

尾上 雅信

本稿では、1879年師範学校設置法の成立過程について、下院における第二回および最終審議の概要とそこにみられる論議の特徴について考察した。この審議過程では、改革立案・推進主体およびそれに対する反論主体双方ともに、教員の世俗化、より正確には教員資格の世俗化をめぐる論議を展開したこと、したがって本法案の主要目的がそこに置かれていた点をあきらかにした。

また、法案報告者ポール・ベールによって、師範学校による教員養成の特色として、教授法 — 「教える」方法に関する教育の存在が強調されたことをあきらかにしたことで、この時点における改革立案主体にとって、この教授法の教育とそれとおしての教授方法の習得・向上という点が、新たな、すなわち世俗的な教員に必要な「資質(qualité)」の内実として認識・強調されていたことを指摘した。本法案は第1条の一部修正 — 二つの県による師範学校の共同設置を許容する条項の追加 — されたうえで可決され、上院に送られたのであった。

Keywords：第三共和政，師範学校，教員養成，ポール・ベール，ジュール・フェリー

### I. はじめに

前稿<sup>(1)</sup>においては、1879年師範学校設置法の成立過程について、下院にその法案骨子を提案した検討委員会の報告(ポール・ベール報告)の概要と特質、ならびにその報告を受けて行なわれた下院における第一回の審議と結末について考察した。ポール・ベール報告は、男女の師範学校の設置を各県に義務づけるとともに、その実施方策として各県の初等教育事業にかかわる特別税で負担するという原則を明確にするものであった。その骨子の策定過程では、検討委員会において、各師範学校に附属小学校の附設を義務づける修正案が提出された点も強調するものであった。この報告の後になされた第一回審議では、既に設置されることが決定していた10校の女子師範学校のすみやかな開校(設置)のため、本格的な審議・討議を次回におくり、委員会提案の法案が暫定的に可決されたのであった。

本稿では、ひきつづき下院における第二回の審議と結末について、前稿と同じく『フランス共和国官

報 (*Journal Officiel de la République Française*)』掲載の議会議事録を史料として検討する。具体的には、(1) 合計三日間にわたる審議の概要をまとめ、論議の中心的課題となった点をあきらかにすること、さらに(2) その過程において、教員養成改革の意図とくに教員に求められた資質(qualités)の内実 — すなわち、改革主体が教員に期待した資質の内実 — の解明という観点から注目される言説を中心に紹介・解説することとしたい。

### II. 本論 — 1879年師範学校設置法の成立過程：その3

#### 1. 1879年3月17日の下院での審議 — 第二回審議の概要：その1

下院における第二回審議は、第一回審議からおおよそ9ヶ月後の、1879年3月17日からはじめられた。この日の下院では、前年に暫定的に可決・成立した法案について、まずは全体的な審議が行なわれ、つ

づいて逐条審議が行なわれた。本節では、これらの審議の様態を議会議事録にもとづき忠実に追跡しつつ、その概略ならびに注目される言説を示すこととする。

### (1) 全般的審議の概要とその特徴

この日の審議は、「初等師範学校設置に関する Paul Bert 氏の提案に関する第二回審議」とされ、第一回審議では全体的な審議がなかったこと、それゆえ逐条審議に入るまえに法案全体にわたる全般的審議を行なう旨、議長から説明されたのち、開始された<sup>(2)</sup>。ただちに発言したのは、右派の Granier de Cassagnac père で、徹底した反対論であった。de Cassagnac の反対論は、およそつぎのようにわけられる。第一に、法案の目的ないし原理を彼自身の言葉で確定する部分、第二に反対の根拠として、女子教員の現状・充足についての統計ならびに個別事例的な説明の部分、そして反対論すなわち師範学校による教員養成への批判と法案審議延期の主張である。以下においてそれぞれについて、簡潔に概要を紹介してみよう<sup>(3)</sup>。

de Cassagnac によれば、「法」つまり「初等師範学校の設置に関する Paul Bert 氏の提案」の「原理と目的」は、二つある。ひとつは「法の物質的側面」で、各県に男女の初等師範学校一校ずつ創設すること、具体的には男子校 8 校、女子校は 67 校を設置しようとするものである。第二は「道徳的かつ知的な側面」で、師範学校設置により初等学校教員とりわけ女子校の教員を「著しい割合で」増加・普及しようとしていることにある、という。この第二点から、反対論の根拠として女子教員充足の現状へと論をすすめるのである。彼は端的に、教員の不足というのは「完全な幻想である。教員は不足していないばかりか、過剰でさえあるのだ」と主張する。その証拠として彼はさまざまな「公的資料」にあらわれた数字をあげてゆく。たとえば、Bardoux が公教育大臣であった時期（バルドゥは、1877年12月から当時の公教育・宗教および芸術大臣となる — 引用者註<sup>(4)</sup>）、1,032名の男子教員、2,151名の女子教員が職を求めながらも教職につけないでいたこと、Gréard の1875年の報告では、1,000名の女子教員が教職を求めていたが就職できていなかった状況をしめしていたこと、などの統計資料である。これらを根拠にして de Cassagnac は、「男女教員の数は必要とされる職（ポスト）の数をはるかに上回っている」のであり、それゆえ、この「法」は「現状にあって」も、また「将来においても」必要なものとはい

ないと主張したのであった。さらに彼は個別具体的な事例として、Gers 県、Finistère 県、Cantal 県、Oise 県の女子教員の実員数・出自・経歴をあげ、「私立学校 (les écoles libres)」あるいは「師範講座 (les cours normaux)」が十分な教員志願者を産出しているとして、「新たな師範学校の設置にたよる必要はない」と断定し、つぎのように反対論を開陳するのである。

「したがって、わたしは法案に対して二点の批判をしたい。第一に、それは現状では必要がない、なぜなら（以上あげた統計が示すように — 引用者）、雇用できないほど多くの男女教員（志願者 — 引用者）が存在するのだから。第二に、これは将来においても無用である。なぜなら、私的なイニシアティブ（師範講座のことか？ — 引用者）と私立の学校が、師範学校よりも多くの教員免許取得者を無限に供給するのだから、仮に教員の増員が必要となっても、それに応えることのできるのは、私立の学校なのである」と<sup>(5)</sup>。

もうひとつ、de Cassagnac の反対論において注目される点は、師範学校およびその卒業生に与えられる「特権」を非難していることである。この点は、改革主体が想定していた教員の採用制度の要点を看破していたといえる。議事録から抜粋しておこう。

「見逃すことのできない、もうひとつの問題がある。すなわち、私立学校を終えた生徒をないがしろにして、公立師範学校の生徒に認められる特権である。

ひとつの空席（空きポスト）があり、二人の志願者がいて、一人は師範学校出、他方が私立学校出身の場合、選ばれるのは師範学校の志願者であるということだ。

〈左翼の議員〉：そのとおり！ それは、師範出が有能であるからだ！

〈右翼の議員〉：自由と平等を、なんと考えるのか！と<sup>(6)</sup>。

最後にまとめとして、彼はつぎのように反対論をしめくくるのである。

「したがって、私は延期を要求する。

第一に、教育行政が、職のない3,000人の女子教員、1,000人の男子教員に職を与えることができるまで。

第二に、公教育大臣が教員の養成に関して私立学校の養成の力の正しい報告ができるまで。

第三に、1867年法の実施状況を補完し、フランスのすべてのコミューン（市町村）に公立学校の恩恵をおよぼす新しい法案が提出されるまで」と<sup>(7)</sup>。

冒頭からの、こうした反対論に対し、時の公教育大臣 Jules Ferry が答弁 — 演説にたつ。この答弁は、

de Cassagnac のあげた数字・統計への疑義と実態説明ないし解釈からはじまるが、改革主体の思惑、さらに後の諸研究 — 先行研究がこの改革の中心点として注目することとなる問題を開陳している点で、注目される。まずは、de Cassagnac への批判から紹介する<sup>(8)</sup>。

Ferry は、de Cassagnac の反対論の論点を整理したのち、その論拠となる数字、とくに女子教員の志願者数の実態について、具体的事例をあげながら論破しようとする。その要点は、ひとつは年齢の問題である。

「多くの若い女性は、16歳から18歳で免状を取得するが、これは女子教員に公式に任用され得る法的年齢に達する以前なのである」と<sup>(9)</sup>。

第二に、教員志望の女子がいわゆる「田舎(les campagnes)」での雇用を嫌がり、県庁所在地（主要地域）以外の学校赴任を拒否している実態について、Rhône 県および Loire 県を具体的事例にあげて説明する。それにより、de Cassagnac のあげる数字から、「こうしたものを割り引かなければならない」と批判するのである。しかし、ここで注目されるべきは、改革 — 法案提出主体の思惑として、教員の世俗化について言及している点であろう。この発言は、同じく共和派で下院の法案検討委員でもある Barodet の補足的発言、さらに右翼席・中央席からの発言（野次）をまじえながら開陳されるもので、その強い思惑をなまなましく伝えている。議事録から、ほかの発言者とのやりとりもまじえて、以下に示しておこう。

「l' Ain 県と Saône 県では、空席の女子教員ポストがある。多くのコミューン（市町村）で、修道会の教育を世俗的教育にきりかえたのであり・・・（原文中断）・・・それらのコミューン（市町村）では、世俗の女子教員を求めているのである。

〈右翼席から〉そこに、問題があるのだ！

〈左翼席から〉実際、すべての問題は、そこにある！

〈Barodet〉それで、修道会教員免状 (les lettres d' obédience) は？

〈公教育大臣〉 そのことに、これから進もうと思う。

〈Barodet〉教員免状を所有せず、修道会教員免状だけの女子教員が、7,000名もいる。これらの女子教員が、教員免状をもつ女子教員が本来占めるべき職（ポスト）を占めてしまっているのだ。

〈公教育大臣〉・・・中略・・・Haute-Loire 県は、奇妙な、そしてたいへん嘆かわしい状況にある。28の公立の女子の学校および168の認可された

(qualifiées) 私立学校しか存在しない。認可された私立学校というのは、単に見かけ上の、名前だけの学校にすぎないのだ。・・・中略・・・その教師たちは善良な人たちだが、その教育は前世紀に起源をもつようなもので、女の子たちに裁縫を、そして自分たちが知っている場合には、読み方も教えながら、町から町へと移り住んで行くのだ・・・(略)・・・

〈右翼席から〉彼女たち、その女子教員たちには、免状はあるのか？

〈公教育大臣〉免状！ そんなもの、影も形もあるものか！ 教員免状も、さらに修道会教員免状さえも！

〈中央席から〉それでも職業なのか？

〈公教育大臣〉彼女たちは、私立学校の女教師の名乗っているのだ。

〈右翼席から〉それほど劣悪と思われる、それらの学校を、なぜ閉鎖しないのか？

〈公教育大臣〉なぜなら、女子の師範学校がなく、それゆえ代替する人材を欠いているからである。(そのとおり、と左翼席からの野次) そして、ここにこそ、女子教員の師範学校を創設する方途を講じることを要求する理由があるのだ」と<sup>(10)</sup>。

長く引用したが、右翼側の発言（野次）を逆手にとって、師範学校設置の理由を主張している点も興味深い。左翼すなわちこの時点での改革推進主体の側と、右翼すなわち反対の立場双方とも、論点は教員の世俗化、より正確に言えば、教員資格の世俗化にあることを明確に認識している点こそ、ここでは重要と思われるのである。それゆえ、フェリー公教育大臣は、その発言（演説）のしめくくりとして、近いうちに「修道会教員免状とよばれる」「誤った特権を廃止する法案」を提出するつもりであること、さらにそうなれば、修道会の女子教員、さらに多くの公立学校の女子教員に「空隙」ができ、その「空隙」は「師範学校で養成される女子教員たちによって修復され、そのとき、女子の教育はさらに向上されるであろう」と主張するのであった<sup>(11)</sup>。

つづいて、演壇にたったのは、右派・カトリック側の人物、Keller で、やはり問題点を教員の世俗化に見出し、反対論を展開する。Keller の反対論は、法案提出側 — 改革立案・推進主体の意図を教員の世俗化をはかるものと断定する部分、それをうけて、宗教団体（修道会）関係の女子教員とりわけ「農村(campagnes)」における彼女たちの献身的な努力を、やや感情的に弁護する部分、そして結論、の三つにわけられよう。それぞれ、簡潔に示せば、およそつぎのようである。

彼はその演説（反対論）の冒頭から、端的に述べる。「諸君に提案されている法案には、唯一の目的だけがあり、それには異議はないことだろう。すなわち、可能な限り短期間で、修道会の教員と代替するための教員を養成しようとするのである」と<sup>(12)</sup>。ついで、共和派とくに Paul Bert が中心となって1877年に相次いで提案した法案ならびにそのための資料を紹介・批判する<sup>(13)</sup>。とくに Paul Bert が1877年の3月18日に紹介・使用した資料 — 色塗りされた地図について批判するとともに、その意図を看破・断定する。この部分は、左翼席議員の反応（野次）も興味深いので、議事録から紹介してみよう。

「〈Keller〉（その地図の — 引用者）黒く塗られた部分は、無知を示していると考えられるようになっていて、そうではない。それは、多かれ少なかれ、数多くの修道会学校の存在を示しているのだ。（左翼席から、笑い声）。

〈左翼席の一人〉同じことだ！」<sup>(14)</sup>。

「〈Keller〉突如として宣言された世俗化（laïcité）は、12,000の公立（コミューン（市町村）立）学校を閉鎖することとなるであろう。ここに、今日、師範学校が必要とされる理由がある。彼らの意図は、ここに明確に示されているのである」<sup>(15)</sup>。

ここから、修道会関係の女子教員、とくに「農村、それも貧しい農村」で勤務する女子教員の献身さを強調し、弁護することとなる。Keller は、彼女たちの勤務を vocation と呼び、都市で勤める教員の勤務と明確に区分し、感情的に美しく描こうとしている。彼女たちは、「宗教的生活ともっとも勤勉でつましい職務(vocation)を同時に果たしている」のであり、「それらは、まさに宗教的精神が生み出した」「有徳」であり、それゆえ、彼女たちは子どもたちの教育のみならず、病人の世話までしているのであり、「フランスの西部と中部では、まったくあたりまえのことなのである」と弁護するのである<sup>(16)</sup>。こうした弁護ないし主張をとおして、結論的に彼は、これらの女子教員を養成してきた「師範講座」の優秀性をたたえることとなる。その優秀性をたたえるとともに、費用・予算面でもすぐれていること、それにもかかわらず国家の支援・援助が少ないことを非難し、最後に、「この法案は闘うための法であり、それは征服と抑圧の法にほかならないのだ」と、演説をしめくくるのである<sup>(17)</sup>。

こうした反対論に対し、つぎには法案提出者である Paul Bert が、「報告者」の立場で演壇にたつ。その演説は報告者だけに多岐にわたるが、基本的には Keller への反論となっている。前半では、歴史

的経緯をあらためて説明し、法案の歴史的正当性をあきらかにする。その正当性の根拠とするのは、1833年のギゾー法である。彼は、つぎのように主張している。「われわれが諸君に提案している法案は、1833年の命令的規定を再び立ち上げ、かつ、それを女子教員のための師範学校に拡大適用することを、目的としているのだ」と<sup>(18)</sup>。ついで、Keller の反論の中核となる、教員の世俗化について言及する。この部分も、議事録から引用しておこう。

「主権者の子ども、国民の子ども、普通選挙のもとの子ども、フランスの子どもを育てるためには、われわれの学校に、市民、すなわちフランス法の秩序以外の秩序は受け入れることのない男女教員が配置されることが望まれる（そうだ、そのとおり！ — 左翼席から）。それは、普通選挙によって示された国民の意志以外のものには従わない・・・原文中断・・・（左翼席から、賛同の声）・・・しかし、この論議は、時期尚早である。」<sup>(19)</sup>

事実上、Keller の反論 — 立案・推進主体の意図を認めているのであるが、教員の世俗化という問題そのものについては、論を進めていない。むしろ、Keller の主張した、師範講座の優秀性に対する反論へと論を展開する。そして、この発言のなかに、本稿があきらかにしたい主題、つまり教員養成改革をとおしてめざされる教員の資質の内実、少なくとも改革の立案・推進主体が期待した資質の内実の一端をみてとることができるのである。この点で重要な発言・言説といえるので、少々長くなるが、以下に引用しておこう。なお、この発言は、さきの Keller の反対論への反論として、Keller の使用した資料についての批判、さらに学区（アカデミー）視学官報告から、修道会士による学校教育の程度の低さを手厳しく指摘・批判した直後につづくものである。

「問題は、それではない。真の問題は、つぎのことであり、Keller 氏も言及したことである。現状にあっては、三つの様式で、世俗の男女教員は養成されている。

ひとつは、師範学校による養成で、男子の学校は79校、女子のものは18校存在している。第二に、師範講座における養成で、その数はおよそ40、そのほとんどは修道会士によって管理・運営されている。さらに第三に、私教育においても養成されており、これは正式な施設以外での養成ということである。

ところで、以下に述べる事柄については、それがあまりにも明確なことであり、フランスおよびあらゆる国で公教育にかかわる人々が同意することであるから、とくに強調するまでもないことである。それはすなわち、ゆきあたりばったりの偶然で養成さ

れた教員と、教授する内容のみならず、それらを教える（教授する（enseigner））方法をも教えられる学校を終えた者とのあいだには、はかりしれない相違が存在するということである。後者の優秀さは異議のないところであり、したがってわれわれは、さきの三つの様式のうち、師範学校と師範講座のみを比較すべきであり、その場合、すべての女子教員が師範学校を卒業できるような手段を講じなければならないことは、明白であろう。（右翼席から：自由があるぞ！）自由が問題なのではない。大切なことは、祖国の未来である……中略……

それゆえ、師範学校と師範講座とで、おこなわれていることを比較して検討してみなければならない。すでに指摘されたことではあるが、これら両者には、つぎのような相違がある。すなわち、師範学校では、すべてが秩序だてられ、検査され、管理されている。それゆえ、国家はそこで実施されていることを把握し、そこを終えてゆく生徒たちに対して責任を負い、そしてそこにおいてその名に値する男女の教員を養成するために必要な手立てを講じることができるのである。

師範講座については、まったく事情が異なる。そこには、誰も立ち入ることもできないのだ。初等視学官でさえも、そうだ……中略……そこで行なわれていることを知るの、著しく困難なのである……中略……われわれの師範学校、そこでは、よりすぐりの優秀な教員たちが完璧な教育を実施し、四半期および学年ごとの考査が、すでにしてむずかしい入学選抜のあとも、これらの学校に入学した若い男女を判定・評価・序列化することができる。それゆえ、第一学年末には、第三学年末になって要求されることとなる教員免許（取得の水準—引用者）よりも、すでにしてすぐれていることとなるのである。わたしは、ためらう必要はないと確信する。そしてこのことこそ、（Keller が—引用者）ひどく自慢した師範講座を、男女教員の初等師範学校にとってかえるべきことを諸君にもとめる理由となるのである」と<sup>(20)</sup>。

師範学校教育の優秀性とその期待される成果、具体的には、国家的に管理された秩序だった教育、とくに「教える（教授する）ことの方法」を教育できることを強調している点が目立つのである。こうした発言のあと、おもに師範学校の設置にかかわる財源について、設置の方法・様式別に説明すること—具体的には、国家の通常予算からの補助金ならびに初等教育事業予算および「特別4サンチーム税」をあてること、に関する概略的な説明をおこなって、この演説をしめくくるのである。

この報告者すなわち Paul Bert の師範学校擁護論に対し、最後にふたたび Keller が登壇し、再反論—反対論をおこなった。それは、Paul Bert のあげた統計上の数字についての批判が中心であった。具体的には、第二帝政下の師範学校に対する1850年の弾圧があったとされるが、実際に閉鎖された学校は二校にすぎなかったとの指摘がひとつ。また、教育の優秀性を認められた修道会士の学校の数字をあげて擁護したこと、である<sup>(21)</sup>。反論としては、量・質ともに、精彩に欠けるものであったといえる。この演説でもって、法案に関する全般的審議は終了したのであった。

以上のように、この日の全般的審議においては、その論議のなかでも、つぎの二点が特徴的なものとして注目すべきものと考えられる。第一に、報告者のポール・ベールの師範学校優越論である。さきにみたように、それは師範学校教育が、未来の教員に「教える（教授する）方法」を教育することを強調するものであった。これは、当時の教員養成改革、少なくとも1879年師範学校設置法案の立案・作成主体が、改革によって向上が期待される教員の資質として「教える（教授する）方法」を想定していたことを示しているといえるのである。また第二に、Keller の反対論である。この改革—師範学校の設置が、教員の世俗化を目的としていることを看破していた点、ならびにそれに対して、改革主体側も否定せずむしろ積極的に優越性を論じていた点である。この時期の教員養成改革に関するわが国でも先行研究が指摘してきたのは、この点であったこと<sup>(22)</sup>が、あらためて第一次史料のうえから確認できたと考える。とともに、これらの先行研究では、上記第一の点が見落とされていたことを、強調しておきたい。

この日の審議は、さらに継続される。全般的審議にひきつづき、つぎには、主としてさきに暫定的に可決された法案の各条項について、逐条審議へと移るのである。

## （2）逐条審議の概要とその特徴：その1

ひきつづき、法案の逐条審議が行なわれた。はじめに、形式にのっとり、議長が法案の第1条を朗読したが、それはさきに暫定可決されたものであった。これに対しては、すでに de Saint-Martin から修正案が提出されており、議長はそれも紹介している。それは、条文の文言修正にとどまらず、基本目的の修正をもとめるものと言えらる。すなわち、原案の文言：「すべての県は、……中略……一校の男子教員の師範学校および一校の女子教員の師範学校を

設置しなければならない」を、「・・・設置することを得る」と修正するものであった。議長の紹介のあと、当の de Saint-Martin が、登壇してその提案理由を開陳している。

彼の修正提案理由は、県の財源不足を根拠としながら、地方（各県）の自由の尊重を基調とするものであった。彼は修正の目的を端的に、法案から「強制の原則を消し去ること」にあるという<sup>(23)</sup>。彼の主張は、師範学校の設置を各県に「奨励」することは良いが、「強制」することは望ましくない、なぜなら「地方の自由というものを侵害する」こととなるからだ、とする。委員会が師範学校の設置を義務づけようとするのなら、「その費用は国庫負担」とすべきであり、県の負担とすることは、「県会の権限に対する著しい侵害」である、というのである。こうした主張の根拠ないし補強材料として、彼は各県の財政難をあげている。具体的には、大部分の県では教育にかかわる税収が不足しており、そのうえに師範学校設置 — 多くの場合は、膨大な費用をかけて専用の建物を新築することとなろう — の経費を負担することは著しく困難である。委員会案では、この問題への対処がなされていない。国家補助といっても、「随意であり、行政的な恣意」にゆだねられてしまう。したがって、設置義務ないし強制の表現を改めるのである、と。この修正案を、彼は「自由の名のもとに」提出する、としている点が注目されよう。

この修正案に対し、法案報告者の Paul Bert が法案擁護の対場から、反対する。それは、改革主体の本来の主張ないし意図と、現実の状況との妥協が交差する、やや苦しい答弁となっていた。消極的表現ながら、改革主体の意図ないし願望がうかがわれる部分であるため、引用しておこう。

「われわれは、現に存在している状態を、さらに一般化させようとするだけである。われわれは法案においては、初等師範学校の現在の組織にとって著しい変化ととらえられるようなことは、すべて体系的に退けている。現状においては、また、われわれの法案においても、師範学校の管理・運営を非修道会士と同様、修道会士にもゆだねることができるだろう。そのように、できるのである。われわれは、そうでなくなることを望んでいるのだが、結局のところ、そのようになるであろう。われわれは、（師範学校の — 引用者）全般的な組織そのものを何も変えなかったのだから。

まして、われわれは財政上の現状を変えたりはしない。財政不足の正当な理由もないのに、公益に対して組織的に敵意をもってのぞみ、『師範学校など

の施設は望んでいない。それはいかがわしいものであるから』などというような県会が存在するとは、私は信じたくないのである」と<sup>(24)</sup>。

こうした Paul Bert の、いささか迫力に欠ける答弁のあと、委員会委員であった Le Provost de Launay が、追い討ちをかけるように、反対論すなわち、修正案への賛成の演説を行なう。Le Provost de Launay は、自分も委員会委員であり法案に賛成はしたけれども、「ポール・ベール氏が開陳したようなものとは少しばかり異なる精神において」意見を述べる、とことわったうえで、およそ次のように述べてゆく<sup>(25)</sup>。修正案とその反対論をめぐる問題の所在は、師範学校の設置を各県の義務ないし強制とするか否か、ということにある。自分の意見は、この件については「奨励の法」がふさわしいということだ。その理由としては、「各県は、それぞれ完全な独立をたもっていること」、および「われわれには、たいへん満足できる師範講座がある」ことがあげられる。だから、「われわれには、男子および女子の教員のために、師範学校を設置する必要はない」のである、と。このように述べたあと、彼はこのような現状ならびに法案に対して、公教育大臣は如何に考えるか、お尋ねしたいと、公教育大臣への質問で、比較的短い演説をしめくくるのである。

この質問に対し、公教育大臣が答弁に立つ。大臣すなわち Jules Ferry の論調はいささか感情的かつ強硬なものであった。それは、師範学校設置を各県に義務づけ、違反の場合には罰則が必要であるとさえするもので、およそ以下のように、おおきくはふたつにまとめられる。<sup>(26)</sup>。まず第一に、具体的な、大臣自身の提案である。法案の示すところによれば、師範学校の設置は、「県に対する義務的な経費」なのである。しかし、「義務ではあるが、それに対する罰則は定められていない」。それゆえ、県が何らかの「抵抗」を示した場合には、行政的指導によって課税ができるように定める条項を法案に追加すべきである、という提案である。彼は、「わたしの示した規程を追加すれば、法案はより一層完璧となり、正しいものとなるだろう」と主張するのである<sup>(27)</sup>。これに対し、右翼席から、「委員会に差し戻せ！」との野次がとんでいる点に注目したい。さらに、Jules Ferry 公教育大臣はつづける。第二に、師範学校の設置を回避している県の実情について、である。彼によれば、「（師範学校の設置を — 引用者）とどまらせているのは、財源不足ではない」という。彼は le Gard 県、la Loire-Inférieure 県、le Maine-et-Loire 県などの比較的財源豊かな県の事例を根拠にして、つぎの二点を指摘している。すなわち、「こ

これらの県で（師範学校設置を — 引用者）ひきとめているもの、それは、これらの県に師範講座があること、そしてこれらの講座が師範学校よりも安上がりになりすむこと、である」。および、「あるところでは、それは経済的理由からでもあるが、あるところでは、世俗的教育ではない教育への執着からである」というのである。そして、「こうした理由がむすびつくことにより、いくつかの県では、いつまでも師範講座に満足してゆくこととなろう」と。それゆえに、「だからわたしは、罰則が書き込まれるべきであり、法案の条文を補う必要があると信じるのだ」と、答弁をしめくくったのである<sup>(28)</sup>。

この大臣答弁に対し、また全体の討議の流れを受けて、つづいて、Ganivet 議員が発言する。彼は、議論が混乱しており、de Saint-Martin の修正案についての討議にもどるべきだと警告する。具体的には、「de Saint-Martin は、師範学校の設置を各県にとって、随意的なものとするを提案している」、すなわち、師範学校の設置・維持を各県の自由とすること、あるいは、その設置・維持を各県に強制すること、のどちらかの選択の問題である、と議論整理を呼びかけたのである<sup>(29)</sup>。この発言を受けて、議長は de Saint-Martin 議員による第 1 条にかかわる修正案の採決にはいろいろとするが、定数についての疑義がだされ、出席者数確認の後、定数不足が判明する。そのため、論議のつづきは、翌日へとおくられることとなったのである<sup>(30)</sup>。

以上のように、この日の逐条審議は、第 1 条の修正案 — それは、de Saint-Martin 議員によって提案され、Ganivet 議員が要約するように、師範学校設置と維持を各県の随意とすること、具体的な条文案としては、「設置することを得る」とゆるやかな規程にするもの — の提出と、それをめぐる若干の討議におわった。注目される点は、Jules Ferry 公教育大臣の発言で、いまだに師範学校設置を回避している県では、「安上がり」の師範講座で満足していること、および「世俗的教育ではない教育」すなわち修道会（士）による教育に執着ないし愛着しているからだとする指摘であろう。この法案のもつ、あるいはそれをめぐる賛否の論議の焦点が、この二点に明確にあらわれていると考えられるからである。

中途半端に断ち切られた逐条審議は、翌日の 3 月 18 日にまわされ、さらに一日おいた 20 日、その結末をむかえることとなる。以下、その概要と特徴を示そう。

## 2. 1879 年 3 月 18 日および 20 日の下院での審議 — 第二回審議の概要：その 2

本節では、逐条審議を継続した 3 月 18 日の審議ならびにその審議を受けて修正された法案全体の審議と採択が行なわれた 3 月 20 日の審議と採択の状況について、その概略を示すとともに、とくに審議の過程における議員や改革推進主体らの発言（言説）の特徴を指摘することとしたい。

### (1) 逐条審議の概要とその特徴：その 2

この日の審議は、まずは de Saint-Martin の第 1 条修正案についての採決からはじめられた。議長があらためて修正案を朗読する。それによれば、原案の、「各県は、・・・中略・・・しなければならない」の文言を、「各県は、・・・中略・・・することを得る」と修正すること、ならびに原案第二段落 — 4 年間の執行猶予期間を規定する — の削除をもとめたものであった。採決にはいり、結果は賛成 168 票、反対 281 票で、de Saint-Martin 修正案は否決されたのであった<sup>(31)</sup>。

ついで議長が委員会による第 1 条原案を朗読、否決された修正案の部分に相当する第一段落については、そのまま採択された。ここで注目すべきは、委員会委員の Barodet が、第一段落につづく部分として提案した — この修正案の提案過程は、議会議事録では確認できない — 修正案のとりあつかいである。その修正案とは、「男女教員の師範学校それぞれに、一校の初等学校が開設されるであろう」とするものであったが<sup>(32)</sup>、バロデはみずからこれを取り下げたのである。おそらくは、前年に原案報告者のポール・ベールが述べていたように、事実上、ほとんどの師範学校にすでに設置されているという状況と、法案成立を急いだことが、理由と思われる。そのため、議事はすぐに、第 1 条の第二段落の採決へと移り、採択されたのであった。波乱がおきるのは、この直後、第 1 条全体の採決に入ったときであった。

議長が第 1 条全体の採決に入ろうとしたとき、Emile Beaussire が Marcel Barthe とともに、第 1 条に追加修正案を提案したのである。Beaussire による修正案は、近接する二つの県による師範学校の共同設置を認めようというもので、彼は以下のように提案した。

「共和国大統領の政令は、公教育高等評議会の賛同を得たうえで、二つの県に対して、そのどちらか一校の、あるいは二校両方を共同で設置し維持するために連携することを許可することを得るだろう。この場合、県は県会に関する 1871 年 8 月 10 日の法律第 89 条および 90 条の規定にしたがって実施することとなろう」。<sup>(33)</sup>

Beaussire は、この修正案提出の理由として、コミューン（市町村）、県さらに国家の財政的負担を軽減するため、とくに財政状態の厳しい県に対する配慮であることをあげる。さらに、1833年のギゾー法では「複数の県」による共同設置を認めていたものを、「二つの県」に制限したこと、および「公教育高等会議の賛同」を得ることを条件としていること、をあげて補足説明したのである<sup>(34)</sup>。

これに対し、報告者の Paul Bert は、こうした修正案の採択は「絶対に必要ない」と反論し、これに Beaussire がふたたび反論する<sup>(35)</sup>。ポール・ベールの反対は、第一に、男子師範学校については従来もギゾー法の「例外的規定」— 複数県による共同設置・維持のこと（引用者）— は実施されていないこと、第二に女子師範学校についても、共同設置された場合には県庁所在地に設置された学校に入学している現状から、将来も実施される可能性はないことを理由とした。これに対してボシール議員は例外的適用の具体的事例をあげて再反論および修正案の採択をせまった。この激論をみてとった議長が議場にはかり、結局のところ、第1条は委員会に差し戻されて委員会で再検討されることとなったのである<sup>(36)</sup>。

引き続き、第2条の審議に入る。審議された第2条原案は、さきに暫定可決されたものであった。de Saint-Martin がふたたび審議延期の申し入れをするが、これは否決され、審議がつづけられる。ここで、Lorois の発言を契機に、再度、議論がたたかわれることとなった。このたびは、法案が規程する「設置(l'installation)」の語義・意味をめぐる論議であった。この論議は、報告者ポール・ベールのみならず、フェリー公教育大臣もまきこみ、彼らの答弁から、この「設置」の意味およびそれにかかわる費用の内訳ならびにそれぞれの負担の主体が、ある程度明確にされるのであった。ロロワ議員の発言— 「設置」の語義・意味を問う—<sup>(37)</sup> に対し、まずは報告者のポール・ベールが答弁にたった。

ポール・ベールの答弁はきわめて簡潔で、第2条は「建物の建造」を義務づけているのでは決してないことを、まずはあきらかにする。そして、「初等師範学校を設置する方法は、さまざまなやり方がある」として、賃貸方式、県所有の建物の改修・利用、新たな建設などを紹介したのち、「義務であること、それは、各県が初等師範学校を所有することなのである」と明言するのであった<sup>(38)</sup>。

この後、やはり「設置」をめぐり、その財源、正確には財政的負担主体についての議論がかわされる。議事録では明確に記載されていないが、この件

について、ふたたび Le Provost de Launay が修正案を提案している。議長による紹介と整理によれば、県の通常予算によらないで、基本的には初等教育業務にかかわる特別税をもって充当しようという案であった<sup>(39)</sup>。この修正案に対し、公教育大臣が答弁する。これまた簡潔なもので、師範学校にかかわる財源を二つに区分して明確にしようとした。すなわち、師範学校の「設置」については県の通常予算で県が負担すること、ならびにその維持と人件費については「特別4サンチーム税(les 4 centimes spéciaux)」で負担する、というのである<sup>(40)</sup>。これを補足するように、ふたたび報告者ポール・ベールが登場し、説明する。ル・プロヴォス・ド・ロネとのやり取りをとおして、学校の建物の費用は通常予算で、学校の教育にかかわる費用は特別4サンチーム税でまかなわれるというのである<sup>(41)</sup>。この答弁のあと、議長が、ル・プロヴォス・ド・ロネの修正案の採決にはいり、反対307票（総数433）で否決された。そして、第2条原案が、採択されたのであった<sup>(42)</sup>。

議事録によれば、この後、逐条審議は順調に進行している。引き続き、第3条原案の審議・採決に移るが、この原案は、さきに暫定可決された条項とは異なり、委員会によって修正されたものであった。その内容は、以下のようであった。

「初等師範学校の賃貸、動産、建物維持の費用は、1871年8月10日の法律第60条（第一段落）および第64条（第一段落）に示された条件において、通常予算にその財源を置く」と<sup>(43)</sup>。

ポール・ベールが補足説明したとおりの内容になっていたわけである。これも、採択された。

第4条もまた、委員会で修正されたものとなっていた。すなわち、「初等師範学校の年間教育経費は、初等教育経費にあてられた特別税によるものとする。県の予算への割り振りは、所轄の大臣によってなされることを得る。この財源で不足する場合、公教育大臣は、1850年3月15日の法律第40条第四段落に定める条件において、補助を認める」と<sup>(44)</sup>。これも、そのまま採択された。これに続き、第5条から第7条まで、これらは暫定可決された法案のまま、すべて可決された。これらを受けて議長が、法案全体の採決は、委員会差し戻しとなった第1条の修正に関する報告を受けたのちに回すことを宣言して、この日の逐条審議を終えるのであった<sup>(45)</sup>。

以上のように、この日の逐条審議は、第1条つまり、初等師範学校の設置義務をめぐり論議がかわされた。具体的には、二つの県による共同設置という設置の形態に関する修正案とそれへの反対論— 反



対は、改革推進主体による — および、設置ということの意味ならびにそのための財源をめぐる論議に集中したといえる。その結果、師範学校設置を各県に義務づける第1条は委員会に差し戻された。また、「設置」とは、県が師範学校を所有するというものであり、かならずしもあらたに建築することではないこと、その費用は基本的には県の通常予算でまかない、教育にかかわる部分と人件費を初等教育事業のための「特別4サンチーム税」でまかなうことが確認されたのである。これらの審議内容は、いわば師範教育の財政的側面にかかわるもので、その教育の内容等、教員養成の内実にかかわる改革の要点をさぐるという観点からは、付随的な事項であったといえよう。審議経過と採択状況は、ほぼ、委員会すなわち改革の立案・推進主体の意向どおりに進んだとも思われるが、第1条が委員会に差し戻された点のみが残された課題ということとなったのである。つぎに、この第1条をめぐる委員会報告ならびにその審議状況を確認し、法案全体の採決までを概観しよう。

## （2）逐条審議の概要とその特徴および結末：その2

逐条審議は、一日おいた3月20日に継続審議がなされた。冒頭に議長があらためて第1条の修正案を朗読する。それはBeaussireとMarcel Bartheのよる共同提案とされ、前節に掲げたものにさらに若干の修正がほどこされたものであった。以下に原文を引用しておく。

「共和国大統領の命令は、公教育高等評議会の正式な評議と賛同にもとづき、二つの県に対して、それぞれの師範学校のどちらか一校、又は二校を設置および維持するために、連合することを許可することを得る。その場合、県は県（議）会に関する1871年8月10日の法律第89条および第90条の規定に従ってとりおこなう」<sup>(46)</sup>。

これに対し、法案報告者のポール・ベールが反対論を開陳する<sup>(47)</sup>。彼の反対論は、反対の理由ないし根拠を、三点にわたって述べるものであった。以下、それらの要点をまとめておこう。

まず第一に、修正案のような措置を導入しても、結局のところ「死文 (lettre morte)」となるだろうと主張する。その理由としては、1833年のギゾー方でも同じような規定があったが実施されることはなかったがゆえに、このたびも実際には適用されることはないだろうから、というのである。第二には、女子師範学校について、である。女子師範学校の場

合、女子生徒の半数は自分たちの出身地の学校に就学しており、両親が遠方の学校に送り出すことを望まないのだからと言う。つまり、各県に、少なくとも県庁所在地に設置することにより、少しでも女子生徒の就学の促進を図るべきだということである。第三に、この修正案つまり二つの県の連合による設置ということ「口実」にして、県によっては師範学校設置を「拒否」することにもなりかねないゆえに、修正案は「無用」のみならず「改悪」であるというものであった。これら三点の反対理由をあげ、「諸君に、修正案の取り下げを求めるものである」と締めくくったのであった<sup>(48)</sup>。これに対し、修正案提案者のEmile Beaussireが反論する。これは端的で短いものであり、やはり三点にまとめられる。以下のようなのである。

第一に、共同設置という措置は、財政的に貧しい県にとっては有益であるということ。第二には、さきのポール・ベール発言への反論である。すなわち、ポール・ベールはこの修正案は「改悪」さらに「危険」でさえあると言うが、修正案には、「公教育評議会の評議」を経ること、そのうえ「大統領の命令」によって実施されるという条件がついていることを強調し、ポール・ベール発言の根拠の乏しさを指摘・反論するのである。第三もほぼ同様で、1833年のギゾー法は複数の県による共同設置を規定したが、本修正案はそれとは異なり、「二つの県」と限定したのであり、実際に実施されている事例 — 彼は、la Drôme 県と l'Ardèche 県による共同設置の事例をあげる — があることを指摘したのであった<sup>(49)</sup>。

この二人の討議のみで、修正案は採決がはかられた。結果は、総数442中、賛成235、反対207ということで、修正案が採択されたのであった。これを受け、議長は、すべての審議を打ち切り、法案全体の採決をはかる。その結果、今度は総数443中、賛成317、反対126と、いわば圧倒的多数をもって、ポール・ベール委員会提出の師範学校設置法案 — すでに暫定可決された原案を一部修正、さらに上記のように第1条の修正をふくめて — は、下院において可決されたのであった<sup>(50)</sup>。この結果、上院では二日後の3月22日に下院での可決報告ならびにその原案が提出され、上院議長によって、第1条に修正案（追加文）が盛り込まれたかたちの法案が紹介・提示されたのであった<sup>(51)</sup>。その審議は、上院に設置された法案検討委員会の検討を経て、およそ4ヵ月後の1879年7月から行なわれることとなった。そこでは下院における論議をふまえ、ふたたび法案の目的と内容について論戦がたたかわされることとなるのであるが、次には、この上院における審

議について、その概要を検討するとともに、これまでの検討をふまえたうえで、教員養成の改革とくに改革主体が期待した教員の資質の内実をあきらかにするという観点から、引き続き検討することとしたい。

## 註

- (1) 拙稿「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察(2) — 1879年師範学校設置法の成立過程：その2 —」『岡山大学教育学部研究集録』第135号, 2007年, 6月, 参照。
- (2) *Journal Officiel de la République Française* (以下, *J. O.* と略記) *du 18 Mars 1879*, p.2167.
- (3) de Cassagnac の反対論は, *ibid.*, pp.2167-2168.
- (4) 小野田正利『教育参加と民主制 — フランスにおける教育審議会に関する研究』風間書房, 平成8年, 74頁。
- (5) *J. O. du 18 Mars 1879*, p.2169.
- (6) *Loc. cit.*
- (7) *Ibid.*, p.2170. ここにいわれる「1867年4月8日の法律」とは, de Cassagnac の説明によれば, 以下のような規定をするものであった。すなわち, コミューン(市町村)を, 住民500人以上のものと, それ以下のものに分類し, 前者つまり500人以上のコミューン(市町村)にはコミュニティ(市町村)立学校1校ならびに女子校1校の設置・維持を義務づける。ただし, 500人以下のコミューン(市町村)で女子校のないものには, その義務を免除するというものであった。de Cassagnac は, この法律の免除規定により公立の学校数は限られ, すでに女子教員は充足していること, さらに500人以下のコミューン(市町村)では「私立学校」が存在し, 「ほとんどすべてで, 貧しい女子教員ひとりが職についている」状態であることを指摘し, 本法案の有効性に疑義をだすとともに, この1867年法の改定 — すべてのコミュニティ(市町村)に公立学校の設置を義務づけること — を求めたのであった。*Ibid.*, pp.2169-2170.
- (8) 以下, ジュール・フェリーの演説は, *ibid.*, pp.2170-2171.
- (9) *Ibid.*, p.2170.
- (10) *Ibid.*, pp.2170-2171.
- (11) *Ibid.*, p.2171.
- (12) *Loc. cit.* Keller の反対論は, *ibid.*, pp.2171-2174.
- (13) ここで Keller は, 1877年3月19日に, Barodet が提出した136条から成る大部の法案をあげている。この時期における共和派の法案提出の状況ならびにその戦略については, 梅澤 収「フランス義務教育制度における教員の位置 — 初等教育組織法(1886年)の成立過程を通して —」『東京大学教育学部教育行政研究室紀要』第9号, 1989年, 参照。
- (14) *J. O. du 18 Mars 1879. op. cit.*, p.2171.
- (15) *Loc. cit.*
- (16) *Ibid.*, pp.2172-2173.
- (17) *Ibid.*, p.2174.
- (18) *Ibid.*, p.2175. ポール・ベールの演説は, *ibid.*, pp.2174-2177.
- (19) *Loc. cit.*
- (20) *Ibid.*, p.2176.
- (21) *Ibid.*, p.2177.
- (22) たとえば, 佐藤英一郎「第三共和国の成立・発展期の教育」, 梅根 悟(監修)『世界教育史大系10 フランス教育史Ⅱ』, 講談社, 1976年などのわが国の先行研究に特徴的である。
- (23) de Saint-Martin の修正案とその提案理由は, *J. O. du 18 Mars 1879. op. cit.*, pp.2178-2179.
- (24) *Ibid.*, pp.2179-2180.
- (25) Le Provost de Launay の修正案賛成の演説は, *ibid.*, p.2180.
- (26) ジュール・フェリー文相の答弁は, *ibid.*, pp.2180-2181.
- (27) *Ibid.*, p.2180.
- (28) *Ibid.*, p.2181.
- (29) *Ibid.*, pp.2181-2182.
- (30) *Ibid.*, p.2182.
- (31) *Ibid.*, p.2219.
- (32) *Loc. cit.*
- (33) *Loc. cit.*
- (34) *Ibid.*, p.2220.
- (35) ポール・ベールの反論およびそれに対するボシールの再反論は, *ibid.*, pp.2220-2221.
- (36) *Ibid.*, p.2221.
- (37) *Loc. cit.*
- (38) *Loc. cit.*
- (39) *Ibid.*, p.2222.
- (40) *Ibid.*, p.2223.
- (41) *Ibid.*, p.2224.
- (42) *Loc. cit.*
- (43) *Loc. cit.*
- (44) *Ibid.*, pp.2224-2225.
- (45) *Ibid.*, p.2225.
- (46) *Ibid.*, p.2286.
- (47) ポール・ベールの反対論は, *ibid.*, pp.2286-2287.

(48) Ibid., pp.2286-2287.

(49) Ibid., p.2287.

(50) Loc. cit.

(51) *J. O. du 3 Avril 1879*, pp.2857-2858.